

消防予第 361 号
平成 30 年 5 月 11 日

一般財団法人日本消防設備安全センター
理事長 原田 正司 様

消防庁予防課長
(公 印 省 略)

スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドラインの策定について

平素から予防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 23 年東北地方太平洋沖地震や平成 28 年熊本地震等の過去に発生した大規模地震において、地震の揺れにより消防用設備等の被害が報告されていることを踏まえ、消防庁では、これらの地震時における被害事例を調査するとともに、大規模地震に対応した消防用設備等のあり方について検討を行ってきたところです。

このたび、当該検討の結果等を踏まえ、スプリンクラー設備及びパッケージ型自動消火設備 I 型（以下「スプリンクラー設備等」という。）を対象に、別添のとおり「スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成しました。

ガイドラインは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 12 条第 1 項第 9 号に規定する措置として望ましい措置の一例として示したものですが、防火対象物の新築時又は大規模改修時において、このガイドラインに基づく措置ができる限り講じられることが望ましいと考えていることから、ガイドラインの普及啓発、スプリンクラー設備等の施工事業者への周知徹底等が必要と考えております。

つきましては、各種講習会等の機会を捉え、ガイドラインの普及啓発を図っていただくとともに、各都道府県消防設備協会を通じて会員事業者に対しガイドラインの内容について周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

消防庁予防課設備係
担当：四維、馬場
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533